

医療法人勝久会 介護老人保健施設

# 松原苑

通所リハビリテーション  
(デイ・ケア)



陸前高田市高田町字中田69-2

TEL : 0192-53-1877

FAX : 0192-53-1632

# 松原苑 通所リハビリテーション

通所リハビリテーション（デイケア）では、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、介護福祉士等、専門スタッフが利用者にあったリハビリや介護を行い、利用者の方がご自宅でご本人らしい生活ができますように、支援を行っていきます。

## 《一日の流れ》

8:00	送迎
苑到着 (9:15)	血圧測定、検温 入浴、リハビリテーション
11:45	昼食 口腔ケア、午睡
13:30	衛生検査
14:00	レクリエーション リハビリテーション
14:45	おやつ
15:30	送迎

上記はあくまで目安の流れです。  
利用はご自身のペースで構いませんので、  
詳しくは利用申し込み時にご相談下さい。

## 《主なサービスの内容》

### 送迎

専用の車で、朝玄関までお迎えに上がり、お帰りも玄関までお送りいたします。

### 血圧測定、検温等

職員が一人一人の体調管理をおこないます。

### 入浴

大浴場に特殊浴槽があり、家庭では入浴がむずかしい方も、楽に入浴ができるように対応いたします。

### リハビリテーション

理学療法士、作業療法士が一人一人にあわせてリハビリの指導をおこないます。

### レクリエーション

みなさんで簡単な体操や、ゲームなどを楽しみます。

## 注意事項

※通所リハビリテーション利用時間帯、また、本人の健康状態によって、入浴サービスを提供できない場合があります。

※原則として食事はダイルームで召し上がっていただきます。利用時間帯によって、食事が提供できない場合があります。

※食事（おやつ代を含む）は、特段の事情がない限り、施設の提供する食事を摂取していただくこととします。

※経管栄養の持ち込みは可能ですが、その際は材料代を頂きます。

※休みの連絡が利用当日の午前8時を過ぎますと、昼食代が発生します。ご注意ください。

## 通所リハビリテーションのご案内

### ○サービスを受けられる方

介護保険で、要介護1～5と認定されている方。

### ○利用料（自己負担分）

※松原苑の基本利用時間は6時間以上7時間未満です。

	要介護度	※1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満
基本料金	要介護1	318円	332円	428円	482円	540円	629円
	要介護2	348円	386円	503円	566円	646円	754円
	要介護3	375円	439円	576円	648円	750円	874円
	要介護4	404円	493円	669円	753円	874円	1019円
	要介護5	432円	547円	763円	857円	996円	1161円
※送迎しない場合の減算	片道につき -47円						
入浴	50円						
社会参加支援加算	12円/日 ※デイサービス等にサービス利用を移行すること						
栄養スクリーニング 加算	5円/6ヶ月 ※栄養状態に係る情報をケアマネージャーと文章で共有します。						
サービス提供 体制強化加算	18円/日 ※介護職員の総数の内介護福祉士が5割以上占める施設の場合加算（当苑は該当します）						
リハビリテーション 提供体制加算	24円/日 ※常時2名以上の理学療法士・作業療法士または言語聴覚士を配置（当苑は該当します）						
介護職員 処遇改善加算	通所リハビリテーションに係る総単位数 × 4.7%						
介護職員等 特定処遇改善加算	通所リハビリテーションに係る総単位数 × 2.0%						

### ○その他の料金

サービスのご利用により加算される料金です。

リハビリテーション マネジメント加算	I 330円/月 II 850円/月（開始月から6か月以内）⇒ 530円/月（7か月目以降） III 1120円/月（開始月から6か月以内）⇒ 800円/月（7か月目以降）
短期集中個別 リハビリテーション	退院の日、又は介護保険初回認定日から3月以内の方（40分） 110円/日 ※マネジメント加算必須、1週間に複数回個別リハビリを実施します。
口腔機能向上 サービス	150円/日 ※1月につき2回まで
栄養改善 サービス	150円/日 ※1月につき2回まで

実費負担	食費	650円
	日用品費等	40 ～ 70円（基本料金40円、入浴用品費15円、食事用品費15円）

## 通所リハビリテーションのご案内

### ○サービスを受けられる方

介護保険で、要介護1～5と認定されている方。

### ○利用料（自己負担二割）

※松原苑の基本利用時間は6時間以上7時間未満です。

	要介護度	※1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満
基本料金	要介護1	636円	664円	856円	964円	1080円	1258円
	要介護2	696円	772円	1006円	1132円	1292円	1508円
	要介護3	750円	878円	1152円	1296円	1500円	1748円
	要介護4	808円	986円	1338円	1506円	1748円	2038円
	要介護5	864円	1094円	1526円	1714円	1992円	2322円
※送迎しない場合の減算	片道につき -47円						
入浴	100円						
社会参加支援加算	24円/日 ※デイサービス等にサービス利用を移行すること						
栄養スクリーニング加算	10円/6ヶ月 ※栄養状態に係る情報をケアマネージャーと文章で共有します。						
サービス提供体制強化加算	36円/日 ※介護職員の総数の内介護福祉士が5割以上占める施設の場合加算（当苑は該当します）						
リハビリテーション提供体制加算	48円/日 ※常時2名以上の理学療法士・作業療法士または言語聴覚士を配置（当苑は該当します）						
介護職員処遇改善加算	通所リハビリテーションに係る総単位数 × 4.7%						
介護職員等特定処遇改善加算	通所リハビリテーションに係る総単位数 × 2.0%						

### ○その他の料金

サービスのご利用により加算される料金です。

リハビリテーションマネジメント加算	I 660円/月 II 1700円/月（開始月から6か月以内）⇒1060円/月（7か月目以降） III 2240円/月（開始月から6か月以内）⇒1600円/月（7か月目以降）
短期集中個別リハビリテーション	退院の日、又は介護保険初回認定日から3月以内の方（40分） 220円/日 ※マネジメント加算必須、1週間に複数回個別リハビリを実施します。
口腔機能向上サービス	300円/日 ※1月につき2回まで
栄養改善サービス	300円/日 ※1月につき2回まで

実費負担	食費	650円
	日用品費等	40 ～ 70円

## 通所リハビリテーション各種料金・サービスの説明

### <社会参加支援加算>

移行された方がいる場合に算定されます。  
通所系サービスに数か月利用継続していることが算定条件となります。

### <栄養スクリーニング加算>

ご利用者様に対し、6ヶ月ごとに栄養状態について確認を行い、当該ご利用者様の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む）をケアマネージャーと文章で共有します。

### <サービス提供体制強化加算>

介護職員の総数の内、介護福祉士が5割以上を占める施設の場合加算されます。  
当苑は該当します。

### <リハビリテーション提供体制加算>

常時2名以上の理学療法士・作業療法士または言語聴覚士を配置した場合加算されます。  
当苑は該当しております。

### ※介護職員処遇改善加算

介護職員全般の処遇改善のため、通所リハビリテーションに係る総単位数に4.7%を乗じた金額を負担していただくこととなります。

**尚、この加算は区分支給限度基準額の算定対象からは除外されます。**

### ※介護職員等特定処遇改善加算

技能・経験のある職員の処遇改善のため、通所リハビリテーションに係る総単位数に2.0%を乗じた金額を負担していただくこととなります。

**尚、この加算は区分支給限度基準額の算定対象からは除外されます。**

### <リハビリテーションマネジメント加算 I・II・III>

- マネジメント加算Ⅰは、医師の明確な指示のもと、ご利用者様ごとの通所リハビリテーション計画を策定し、ご利用者様の状態を定期的に評価いたします。必要に応じてケアマネージャー等と居宅を訪問し、リハビリテーションの観点から生活上の留意点・介護の工夫等の指導、他サービス事業者への実施方法の助言や指導、伝達を行います。
- マネジメント加算Ⅱは、上記に加え、算定後6ヶ月以内は1ヶ月に1回、7ヶ月目以降は3ヶ月に1回の他職種、他サービス事業者とリハビリテーション会議を開催します。その会議で通所リハビリテーション計画について、計画作成に関与したリハビリスタッフが説明し、同意を得るとともに、医師へ報告します。通所リハビリテーション計画は、ご利用者様・ご家族様・他サービス事業者と共同して生活場面における具体的な目標設定をします。そのため、居宅での訪問指導を重点的に行います。短期集中個別リハビリテーション、生活行為向上リハビリテーション等を実施する上で必要な加算となります。
- マネジメント加算Ⅲは、上記マネジメント加算Ⅱに加え、リハビリテーション会議にて医師から通所リハビリテーション計画について説明を行います。

< 短期集中個別リハビリテーション（理学療法、作業療法、言語療法） >

該当リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾病の治療などを行い、その後医療機関・介護保険施設より退院・退所した方と初めて要介護認定を受けた方、要支援から要介護状態に区分が変わった方が対象となります。早期かつ集中的に在宅における日常生活活動の自立性を向上させるため、3ヶ月以内の期間にリハビリテーションを実施します。

リハビリマネジメント加算が算定必須となります。

< 口腔機能向上サービス >

口腔機能の低下している方、またそのおそれのある方に対し、言語聴覚士等が口腔機能改善のための計画を作成し、サービスの提供、定期的な評価と計画の見直しを行います

< 栄養改善サービス >

低栄養状態又はそのおそれのある方に対し管理栄養士が看護職員、介護職員と共同して栄養ケア計画を作成し、サービスの提供、定期的な評価と計画の見直しを実施します。

※日常生活品費

直接的なケアサービスに関係ない通所リハビリテーション利用時に必要となる雑費の料金です。当苑利用時の介護に必要とされる物品については介護保険の対象外となるため、利用者の方の実費負担となります。

内訳；基本料金40円。入浴用品＋15円。食事用品（エプロン・トロミ剤等）＋15円。

※1時間以上2時間未満の利用について

リハビリのみのサービス利用となります。

理学療法士・作業療法士等の配置により、1日につき30円が加算されます。

#### ※中重度者ケア体制加算

要介護1～5に認定されている利用者様総数のうち、要介護3、4、5に認定されている方が総数の3割を超えている場合に算定されます。

看護師は配置されている事が算定条件となります。

#### ※重度療養管理加算

手厚い医療が必要な利用者（1時間以上2時間未満以外の利用者であって、下記の状態に当てはまる

**要介護3、要介護4、要介護5の利用者**）の方には、1回の利用につき100円が加算されます。

1. 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態
2. 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
3. 中心静脈注射を実施している状態
4. 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態
5. 重篤な心機能障害、呼吸障害により常時モニター測定を実施している状態
6. 膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者障害程度等級表の4級以上であり  
ストーマの処置を実施している状態
7. 経鼻胃管や胃ろう等の経腸栄養が行われている状態
8. 褥瘡に対する処置が行われている状態
9. 気管切開が行われている状態

#### ※認知症短期集中リハビリテーション

認知症であると医師が判断された方であり、リハビリテーションによって生活機能改善が見込まれると判断された方が対象となります。

退院・退所後または通所開始日から起算して3ヶ月以内の期間に集中してリハビリテーションを行います。（週に2回まで）

リハビリマネジメント加算算定必須となります。

認知症短期集中リハビリⅡを算定の場合は、リハビリマネジメント加算Ⅱが必須となります。

#### ※生活行為向上リハビリテーション

歩行や排泄動作などの日常生活動作や調理や社会参加などの、生活行為の向上に焦点を当てたリハビリテーションを実施します。

実際の生活場面における具体的な指導を行います。

リハビリマネジメント加算Ⅱが算定必須となります。

#### ○その他

##### <送迎について>

送迎は、基本料金に含まれます。基本利用時間（6時間以上7時間未満）外のご利用の送迎については、基本的にご家族にお願いしております。

##### <利用に関してのお問い合わせ>

利用に関しましては担当の介護支援専門員（ケアマネージャー）にご相談いただくか、当苑に直接お問い合わせください。

## 個人情報保護方針

現在、コンピューターネットワークの高度な発達により、情報が多量かつ高速に伝播されるようになり、医療介護に関連する情報をはじめ、様々な情報が電子化され有効活用できる環境にあります。しかしながら、多量かつ高速での情報が伝播できる環境は、そのまま情報リスクの高まりとなり、企業、団体が保有する個人情報の取り扱いに関して、安全かつ信頼のおける管理が求められる事になりました。

当事業所では、利用者等の個人情報を適正に取り扱うことは、医療・介護サービスに携わるものの重大な責務であると考え、個人情報の取り扱いに関する適切性の確保を、当事業所をはじめ医療法人勝久会全体の重要課題と捉え取り組んでおります。

このような背景に鑑み、個人情報の取り扱いについて次のように宣言いたします。

### 1. 個人情報に関する法令・規範の遵守

業務上で個人情報の保護に関する法令及び行政機関が定めた個人情報保護に関する条例・規範・ガイドライン等を遵守します。

### 2. 個人情報保護施策の強化

個人情報が分散した形で蓄積利用される可能性を排除し、適切な個人情報の収集、利用及び提供が行われる体制整備の向上を図るとともに、個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏洩の予防に努め、万一の問題発生時には速やかな是正対策を実施します。

### 3. 個人情報に関する意思統一の徹底

個人情報の取り扱いに関する規定を明確にし、従業者に周知徹底します。  
また、取引先等に対しても適切に個人情報を取り扱うよう要請します。

### 4. 個人情報保護活動を継続的に改善・推進

自主的に的確な個人情報の保護処置が講じられるよう、個人情報の取り扱いに関する内部規程を定期的に見直し、これを遵守するとともに、職員の教育研修を徹底し推進いたします。

介護老人保健施設 松原苑 管理者 大泉早苗

### 松原苑（介護予防）通所リハビリテーション

営業日 : 月曜日 ~ 土曜日（日曜日定休日）

営業時間 : 8:00 ~ 16:45（要相談）

基本利用時間 : 9:15 ~ 15:45

電話番号（直通） : 0192-22-7915

担当者 : 田中智貴 大友崇 金藤泰子

見学・お問い合わせに関しては、上記担当者までお気軽にご連絡下さいませ